

資料6

新秋健第200号

令和3年4月23日

秋葉区自治協議会会長様

新潟市長 中原 八一

(担当：秋葉区健康福祉課)

新津健康センターの指定管理者制度導入について（意見聴取）

新潟市区自治協議会条例（平成18年条例第74号）第7条第1項第2号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

1 新津健康センターの指定管理者制度の導入について

新津健康センターの指定管理者制度移行について

1. 新津健康センターについて

- 「新津健康センター」は、平成6年1月に市民の健康の保持及び福祉の増進を目的とする施設として設置された。各法令に基づく健（検）診等保健事業を実施するほか貸館があり入浴施設を有している。
- 令和3年、1階「はつらつホール」を2階に移転する。
令和4年、1階に子育て支援センター「新津育ちの森」を移転する。

【施設概要】

施設名	新津健康センター	子育て支援センター 新津育ちの森
開設	平成6年1月	平成14年4月
条例	新潟市地域保健福祉センター条例	新潟市新津育ちの森条例
運営形態	市直営	指定管理（NPO ヒューマンエイド22）
施設設備	栄養指導室・機能訓練室・会議室・母子保健室・はつらつホール・個室・風呂・ドレミ館・大広間	プレイルーム・サークルルーム・一時保育室・相談室
年間利用者数（令和元年度）	60,512人	16,661人

〈新津健康センター 外観〉



〈育ちの森 外観〉



2. 指定管理者制度導入の理由

「新津育ちの森」の移転とあわせて施設を一体的に管理し、民間活力を投入することで、次のようなサービス向上及び効率化が見込まれる。

- 民間のノウハウとネットワークにより新津健康センターと新津育ちの森を一体的に活用した新たな活動の実施。
市民ニーズに応じた自主事業や高齢層、子育て世代との交流を活かした活動など
- 民間の知恵と改善による施設の包括的管理・保全及び経費の合理的、効率的運用

3. スケジュール

- 指定管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）予定
- 今後の予定

実施時期	指定管理者制度	工事等
令和3年 4月		改修工事業者決定
5月		ワクチン接種会場として利用
6月	「新津健康センター」「新津育ちの森」条例改正案の上程	↓
7月	指定管理者の公募（10月決定予定）	
8月		（仮）2階「はつらつホール」供用開始
12月	指定管理者指定議案上程	
令和4年1～4月		「新津育ちの森」移転・供用開始

（参考）指定管理者制度の概要

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度。指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定め、指定管理者の指定には指定の期間を定め、たうえで議会の議決が必要。

■指定管理者制度と市直営の比較

	指定管理者制度	市直営
管理運営主体	民間事業者等の団体（個人除く）	新潟市
職員	指定管理者の職員	新潟市の職員（委託の場合有）
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる	新潟市
リスク分担	協定書に基づく	新潟市が負担
自主事業	指定管理者自らが、指定管理業務以外の事業を企画・実施できる。 事業経費は自邸管理者の自主採算。	—
設置者責任	新潟市	新潟市